

徳島県規則第六号

徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成十八年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（県外大学）

第三条の二 条例第二条第一号の規則で定める県外の大学は、自治医科大学とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（県外の医療機関）

第九条の二 条例第六条第一項第一号の規則で定める県外の医療機関は、次に掲げる県外の病院又は診療所とする。

- 一 学校法人自治医科大学が開設する病院
- 二 その他知事が別に定める病院又は診療所

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。